

## 厨房設備等の規制

(習志野市火災予防条例第3条の4及び第20条、第21条関係)

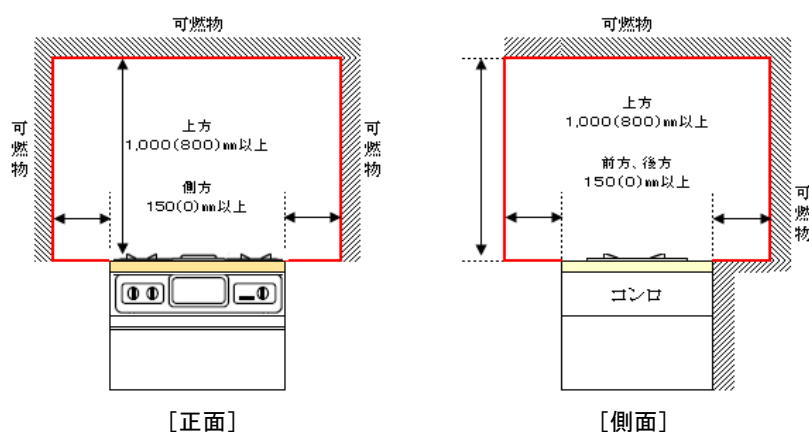
### 1. 台所の厨房機器周り

- (1) 習志野市火災予防条例(以下「条例」という。)第3条の4、第20条及び第21条に規定する厨房設備及び厨房器具(以下「厨房設備等」という。)の周囲が不燃材料以外の材料による仕上げ又はこれに類似する仕上げをした場合は、建築物等の部分及び可燃性の物品から**別表第1**不燃以外の欄の離隔距離以上とすること。《**第1図**参照》

なお、**別表第1**の離隔距離内を不燃材料で有効に仕上げをした場合又は防熱板を取り付けた場合は、**別表第1**不燃の欄の離隔距離以上とすることができる。

**別表第1**の離隔距離内に窓の額縁や換気扇等がある場合は不燃性のものとし、照明器具、コンセント、スイッチ等は**別表第1**の離隔距離内には設置しないこと。

【組込型コンロの例】



- ※ 図の範囲内を不燃材料で有効に仕上げをした部分又は防熱板を取り付けた場合は( )内の数値以上とすること。
- ※ 建築物等の部分及び可燃性の物品からの離隔距離は、コンロの周囲150mm以上(トッププレート面から)及び上方1,000mm以上(五徳からの距離)とすること。

【**第1図**】

厨房設備等の施工にあつては、習志野市火災予防条例に適合するものとする。

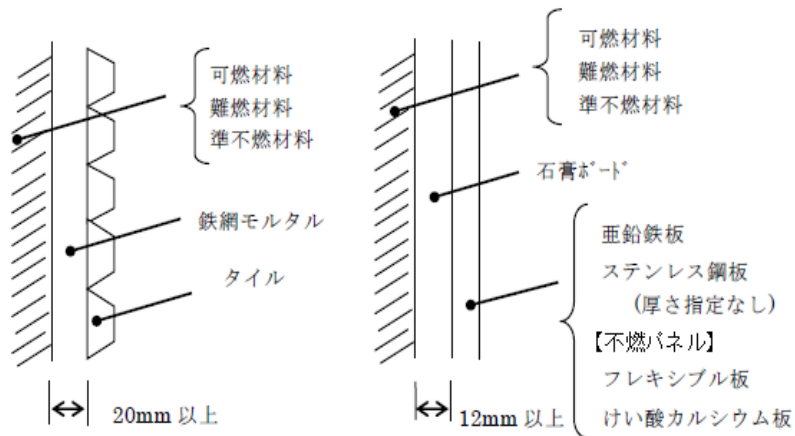
会社名： \_\_\_\_\_

設計者： \_\_\_\_\_

(2) 前(1)の不燃材料で有効に仕上げをした場合(その部分の構造が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料で造ったものである場合又は耐火構造以外であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったものを除く。)とは、次のいずれかに該当する施工方法をいう。

《第2図参照》

- ① 鉄網モルタルで塗り厚が20mm以上のもの。
- ② 石膏ボード12mm以上の上に亜鉛鉄板、ステンレス鋼板を貼ったもの又は不燃パネル等を張り、石膏ボードとの合計の厚さが15mm以上となるもの。
- ③ ①、②と同等以上の防火性能を有するもの。

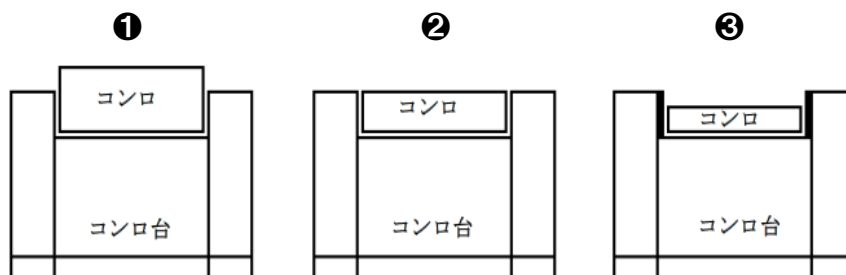


[例] 石膏ボード12.5mm+不燃パネル3mm=15mm以上

【第2図】

## 2. コンロ脇の仕上げについて

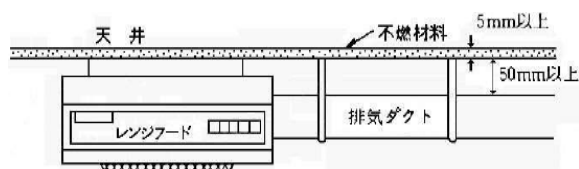
コンロ脇の仕上げについては、第3図、③の場合のみ、■の部分に前(2)に掲げる不燃材料で有効に仕上げをすること。



【第3図】

### 3. 排気ダクト、天蓋

- (1) 排気ダクト、天蓋(以下「排気ダクト等」という。)の板厚は、**別表第2**によること。  
ただし、天蓋の板厚については、レンジフードファンを除く。
- (2) 排気ダクトは、ステンレス鋼板製又は亜鉛鉄板製で、曲がり及び立下りの箇所を極力少なくし、内面が滑らかなもの(スパイラルダクト等)を使用し仕上げること。  
また、フレキシブルダクト(フレキ管)は原則として使用は認められない(機器接続部の繋ぎこみの最小限部分のみに使用する場合を除く。)
- (3) 条例第3条の4第1項第1号ウに定める排気ダクト等と可燃物の部分及び可燃性の物品との間に10cm以上の離隔距離を保たなければならないが、次に該当する場合にあっては離隔距離を10cm未満とすることができる。
  - ① ロックウール保温材(JIS A9504)で厚さ50mm以上又はけい酸カルシウム保温材(JIS A9510)で厚さ50mm以上若しくは同等以上の遮熱性及び耐熱性を有する不燃材料(国土交通大臣認定)で有効に被覆した場合は、排気ダクト等と可燃物の部分及び可燃性の物品との離隔距離を10cm未満とすることができる。
  - ② 戸建て専用住宅、共同住宅、長屋等の厨房設備等で可燃性の部分を厚さ5mm以上の遮熱性を有する不燃材料で被覆した場合(隠ぺい部分を除く。)は、当該部分と排気ダクトとの間の距離を5cm以上10cm未満とすることができる。《**第3図**参照



【第3図】

- ③ 天蓋の側方にあつては、可燃性の部分を厚さ9mm以上の遮熱性を有する不燃材料で被覆した場合は10cm未満とすることができる。

### 4. 油脂を含む蒸気が発生させるおそれのある厨房設備の天蓋

- (1) グリス除去装置
  - ① 天蓋には、グリスフィルター、グリスエトラクター等の装置(以下「グリス除去装置」という。)を設けること(排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のものを除く。)

- ② 材質については、ステンレス鋼板又はこれと同等以上の耐熱性、耐食性及び強度を有する不燃材料で造ること。

ただし、当該厨房設備等の入力が21kw以下であって、かつ、戸建て専用住宅、共同住宅、長屋、店舗併用住宅の住宅部分の用途に供されるもので、営業用及び一般事業所の従業員食堂、学校、病院の給食用等の用途以外のもの(以下「共同住宅等の厨房設備等」という。)にあつては、これによらない金属製のグリス除去装置とすることができる。

- ③ グリス除去装置について、(社)日本厨房工業会(検査保安委員会)で性能テストを実施し、適合品には「工業会認定品」を示すラベルを貼付しており、これらの製品については②の規定によらず使用を認めるものとする。



- ④ 火源とグリス除去装置の保有距離については別表第2によること。

## (2) 火炎伝送装置

- ① 火炎伝送装置は、防火ダンパー(作動温度の設定値は概ね摂氏120度から摂氏180度までの範囲以内のもの)又は自動消火装置(「フード等簡易自動消火装置の性能及び設置の基準(平成5年12月10日消防予第331号消防庁予防課長通知)」に適合したフード・ダクト用簡易自動消火装置等をいう。以下同じ。)若しくはこれと同等以上の性能を有するもの(例:アクアクリーンシステムと自動消火装置(フード内部のみ)を併設したもの)を設けること。

また、自動消火装置を設けた場合は、防火ダンパーと併用しないこと。

- ② 次に該当する場合は火炎伝送防止装置を設置しないことができる。

(ア) 排気ダクトを用いず天蓋から直接屋外に排気を行う構造のもの。

(イ) 厨房設備等の入力が21kW以下であつて、かつ、厨房設備等の使用頻度が業務用の厨房設備等と比較して低い場合(共同住宅等の厨房設備等)。

(ウ) 厨房設備等から5m以内にファン停止用スイッチを設け、かつ、その旨の表示が行われている場合であつて、次の⑦又は⑧に該当するものをいうもの。

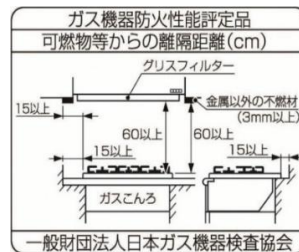
この場合のスイッチの表示については、明確に判断できるものとし、特にその形式は問わないものであること。

- ⑦ 厨房室から直接屋外に出る水平部分の長さが4m以下の排気ダクトで、厨房室内に露出して設置されているもの。
  - ⑧ 耐火構造の共用排気ダクトに接続されている水平部分の長さが2m以下の排気ダクトで、厨房室内に露出して設置されているもの。
- ③ 次に掲げる防火対象物の厨房設備等に設ける火炎伝送装置は自動消火装置とすること。
- (ア) 消防法施行令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16)の2)項及び(16)の3)項に掲げる防火対象物の地階部分に設ける厨房設備等で同一厨房室内の入力の合計が350Kw 以上のもの。
  - (イ) 高さ31mを超える建築物に設ける厨房設備等で同一厨房室内の入力の合計が350Kw 以上のもの。

## 5. 燃焼機器に係る防火性能評定によるもの

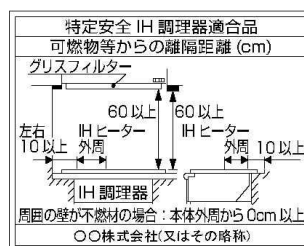
気体燃料を使用する厨房設備等のうちガス機器性能評定委員会により次の表示がされているものは、表示銘板に表示してある距離に従って設置できるものとする。

また、離隔距離の表示銘板に床面の構造等の一定の条件が附されて表示されているものは、その条件に従って設置すること。



## 6. 特定安全IH調理器に適合した機器の場合

特定安全IH調理器に適合した機器((一財)日本電機工業会が定めた自主基準に適合した機器)にあつては、表示されている条件に従って設置することができる。



別表第1

火災予防条例別表第3抜粋

火災予防条例第3条の4関係

種類				入力	離隔距離(cm)				
					上方	側方	前方	後方	
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15 <small>注</small>	15	15 <small>注</small>
				据置型レンジ	21kW以下	100	15 <small>注</small>	15	15 <small>注</small>
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0
				据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0

【注】 機器本体上方の側方 又は 後方の離隔距離を示す。

火災予防条例第20条関係

種類				入力	離隔距離(cm)					
					上方	側方	前方	後方		
調理用器具	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ (1口)	5.8kW以下	100	15	15	15
				卓上型こんろ (2口以上) ・グリル付こんろ ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15 <small>注</small>	15	15 <small>注</small>	
			バーナーが隠べい	加熱部が開放	卓上型グリル	7kW以下	100	15	15	15
					卓上型オープン・グリル (フードを付けない場合)	7kW以下	50	4.5	4.5	4.5
				加熱部が隠べい	卓上型オープン・グリル (フードを付ける場合)	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5
					炊飯器 (炊飯容量4ℓ以下)	4.7kW以下	30	10	10	10
					圧力調理器 (内容積10ℓ以下)	—	30	10	10	10
					卓上型こんろ (1口)	5.8kW以下	80	0	—	0
		不燃	開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ (2口以上) ・グリル付こんろ ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0
				卓上型こんろ (1口)	5.8kW以下	80	0	—	0	
			バーナーが隠べい	加熱部が開放	卓上型グリル	7kW以下	80	0	—	0
					卓上型オープン・グリル (フードを付けない場合)	7kW以下	30	4.5	—	4.5
				加熱部が隠べい	卓上型オープン・グリル (フードを付ける場合)	7kW以下	10	4.5	—	4.5
					炊飯器 (炊飯容量4ℓ以下)	4.7kW以下	15	4.5	—	4.5
圧力調理器 (内容積10ℓ以下)	—	15	4.5	—	4.5					

【注】 機器本体上方の側方 又は 後方の離隔距離を示す。



## 別表第2

### 1. 天蓋の板厚は、次の表によること。

※ 共同住宅等の厨房設備等で使用されているレンジフードファンにあつては、表の板厚以下の耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料のものを設置することができる。

入力が21kwを超える			入力が21kw以下		
天蓋の長辺 (mm)	板厚(mm)		天蓋の長辺 (mm)	板厚(mm)	
	ステンレス 鋼板	亜鉛鉄板		ステンレス 鋼板	亜鉛鉄板
450以下	0.5以上	0.6以上	800以下	0.5以上	0.6以上
450を超え1,200以下	0.6以上	0.8以上	800を超え1,200以下	0.6以上	0.8以上
1,200を超え1,800以下	0.8以上	1.0以上	1,200を超え1,800以下	0.8以上	1.0以上
1,800を超えるもの	1.0以上	1.2以上	1,800を超えるもの	1.0以上	1.2以上

### 2. 排気ダクトの板厚は、次の表によること。

[角型ダクト]

入力が21kwを超える			入力が21kw以下		
ダクトの長辺 (mm)	板厚(mm)		ダクトの長辺 (mm)	板厚(mm)	
	ステンレス 鋼板	亜鉛鉄板		ステンレス 鋼板	亜鉛鉄板
450以下	0.5以上	0.6以上	300以下	0.5以上	0.5以上
450を超え1,200以下	0.6以上	0.8以上	300を超え450以下	0.5以上	0.6以上
1,200を超え1,800以下	0.8以上	1.0以上	450を超え1,200以下	0.6以上	0.8以上
1,800を超えるもの	0.8以上	1.2以上	1,200を超え1,800以下	0.8以上	1.0以上
			1,800を超えるもの	0.8以上	1.2以上

[円形ダクト]

入力が21kwを超える			入力が21kw以下		
ダクトの直径 (mm)	板厚(mm)		ダクトの直径 (mm)	板厚(mm)	
	ステンレス 鋼板	亜鉛鉄板		ステンレス 鋼板	亜鉛鉄板
300以下	0.5以上	0.6以上	300以下	0.5以上	0.5以上
300を超え750以下	0.5以上	0.6以上	300を超え750以下	0.5以上	0.6以上
750を超え1,000以下	0.6以上	0.8以上	750を超え1,000以下	0.6以上	0.8以上
1,000を超え1,250以下	0.8以上	1.0以上	1,000を超え1,250以下	0.8以上	1.0以上
1,250を超えるもの	0.8以上	1.2以上	1,250を超えるもの	0.8以上	1.2以上

### 3. 火源とグリス除去装置の保有距離

グリス除去装置の種類	火源との保有距離
グリスフィルター	1m以上(ブロイラー等は1.2m以上) ※ 共同住宅等の厨房設備等のレンジフードファン にあつては80cm以上
グリスエクストラクター	45cm以上